

政策評価懇談会（第10回）議事録

1. 日 時

平成17年7月6日（水）13:03～14:52

2. 場 所

法務省第1会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
（座長）島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社所属

< 省内出席者 >

丸山 嘉代	大臣官房人事課付
佐藤 淳	大臣官房施設課付
武下 満	大臣官房訟務企画課訟務調整官
田辺 泰弘	大臣官房司法法制部参事官
原 司	民事局付
井上 宏	刑事局参事官
室井 誠一	官房参事官（矯正担当）
田中 一哉	保護局総務課補佐官
中島 崇	人権擁護局付
山中 政法	入国管理局総務課入国管理企画官
梁取 一夫	法務総合研究所総務企画部付
小林 幹広	公安調査庁総務部総務課企画調整官
粕 信雄	大臣官房秘書課広報室長
吉澤 勇治	大臣官房秘書課情報管理室長

< 事務局 >

野々上 尚	大臣官房秘書課長
松下 裕子	大臣官房秘書課政策評価企画室長

4. 議 題

- （1）政策評価制度の見直しについて（報告）
- （2）平成16年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配付資料

- 資料1：政策評価制度に関する見直しの方向性（平成17年6月17日総務省）
- 資料2：政策評価制度の見直しに関する決議（平成17年6月22日参議院本会議）
- 資料3：平成16年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
- 資料4：法務省政策評価に関する基本計画（平成14年度～同16年度）
- 資料5：法務省政策評価に関する基本計画新旧対照表
- 資料6：法務省事後評価の実施に関する計画（平成16年度）
- 資料7：法務省事後評価の実施に関する計画（平成17年度）

6. 議 事

島野座長：それでは、定刻となりましたので、これより第10回政策評価懇談会を開催いたします。なお、田辺委員、寺尾委員、前田委員、山根委員につきましては、本日も都合によりご欠席とのこととす。

議事に先立ちまして、当懇談会事務局で担当者の変更があったということですので自己紹介をお願いしたいと思います。

松下政策評価企画室長：この度4月から政策評価企画室長になりました松下と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

島野座長：ありがとうございました。それでは、まず、本日の審議事項について事務局から説明をお願いします。

野々上秘書課長：秘書課長の野々上でございます。説明させていただきます。

審議事項の説明に入ります前に、配付資料の説明をさせていただきます。まず、お手元にあります資料1でございますが、これは本年6月17日付けで総務省において取りまとめられた「政策評価制度に関する見直しの方向性」と題する資料でありまして、ご参照していただければと思います。

資料2は、内容はほぼ同じような論点について整理をされておりますが、参議院本会議における政策評価制度の見直しに関する決議、全会一致のものでございます。

資料3は、本日主としてご討議いただきたいと思っております、平成16年度法務省事後評価実施結果報告書の案でございます。

続きまして資料4でございますが、これは法務省政策評価に関する基本計画でございます。資料5にありますとおり、実は平成17年度からの基本計画については新たなバージョンを用意しておりまして、いわば資料4は旧バージョンでございますが、平成16年度の事後評価自体は旧バージョンで行われているものでございますので、お手元に配付させていただきました。

それから資料6は、法務省事後評価の実施に関する計画でございます、これも同様に、資料7に平成17年の計画も併せて配付させていただいております。資料6に基づいて行われております事後評価について本日はご議論していただきたいと考えております。

その他としましては、政策評価法、施行令、等々につきまして参考として配付させて

いただきました。

続きまして、本日の審議事項についてご説明させていただきます。本日の審議事項は議事次第にありますとおり、2点でございます。政策評価の見直しと、平成16年度法務省事後評価実施結果報告書案についての2点でございます。

後ほど、時間をいただきまして、事務担当者からある程度詳しく報告をさせていただきます。それを基にご議論いただきたいと思います。私の方から簡単に冒頭にご説明させていただきます。まず、審議事項1の政策評価制度の見直しでございますが、資料1にありますとおり、政策評価の見直しの方向性が議論されてございまして、総務省において現時点の方向性が示されているところでございます。

この中では、評価結果の予算要求等政策への反映、重要政策に関する評価の徹底、評価の客観性の担保、国民への説明責任の徹底、政策評価の基盤整備等が見直しの項目として掲げられております。資料2にあります参議院本会議決議におきましても、同様の観点から政府に見直しを求めているものでございまして、本日はこれを踏まえてご議論いただければありがたいと考えております。

それから審議事項2の平成16年度事後評価実施結果報告書案についてでございますが、昨年と同様、事業評価、実績評価、総合評価の各評価方式ごとに分けて説明した上、ご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

島野座長：ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました議題(1)政策評価制度の見直しについて、事務局から説明願います。

松下室長：それでは、政策評価制度の見直しについてご説明いたします。

まず資料1をご覧ください。これは、政策評価制度の見直しについて総務省でその方向性についてとりまとめたものでございます。また、資料2は、本年6月22日に参議院本会議において行われた政策評価の見直しに関する決議の全文でございます。

政策評価制度は、効果的・効率的な行政の推進に資することと、政府の諸活動について国民に説明する責任を全うすることを目的として、平成14年4月に施行されたところでございますが、本制度については、政策評価法附則第2条におきまして、法施行後3年後の見直しというものが規定されてございまして、現在、政府において平成16年12月に「政策評価制度に関する見直しの論点整理」をとりまとめ、また、経済財政諮問会議においても政策評価制度の見直しについて議論が行われておりますほか、国会においても先ほどご紹介いたしました「政策評価制度の見直しに関する決議」が行われるなど、政策評価制度の見直しについて議論が活発に行われております。

次に、政策評価制度の見直しの概要についてですが、主な見直しのポイントを絞ってご説明いたします。

まず、第1に、政策評価の予算要求等政策への反映についてというところでございますが、政策評価は実施されるようになっておりますけれども、評価結果の予算要求等政策への反映がまだ十分ではないという指摘がございます。それに基づきまして、政策評価と予算・決算との連携の強化を図るという方向が打ち出されております。この点、財務省や総務省において、政策評価の対象と予算要求の単位をできるだけ一致させるということで検討が行われております。

今後、もちろん法務省も含めまして各府省において、予算要求等に当たってその政策の評価に対する説明責任がより一層求められることが予想されます。

法務省においても、これまで必ずしも政策評価と予算要求との連携が十分でなかった点がございまして、今後の議論を踏まえながら、評価の対象や政策評価における分析の手法などを検討していく必要があると思われまます。

次に、重要政策に関する評価の徹底でございますが、政策評価作業への負担感が相当大きい中で、力点を置いて取り組むべき評価活動に力を注ぐために、政策評価の重点化・効率化を図ることが求められております。そのことから複数の府省において政策の優先度や国民の視点に立って必要性が高い政策について、重点的に評価を行うということの取組が行われておりまして、今後、各府省において政策評価の重点化を図ることとされております。

法務省においては、予算要求等、政策への反映にも留意しながら、政策評価の重点化について検討する必要があります。

さらに、評価の客観性の確保についてですが、達成目標の明示、とりわけ達成目標の定量化に対する取組を推進することとされております。

この点、政策によっては定量的な目標設定になじまないものもございまして、それについては、達成目標を具体的に明示することにより評価の実効性を確保するということや総合評価方式の採用など、評価の客観性の確保に努めることとされております。

法務省においては、所管行政分野の特性から定量的に目標を定めることがなかなか難しい、なじまない分野が多いことは事実なのでございまして、予算要求等、政策への反映について評価結果がこれまで以上に重視される方向にあることを考えますと、法務省の施策の重要性を十分に国民に説明して、必要な予算を確保するという上で、政策評価における客観性の確保ということが、これまで以上に重要であることは言うまでもないということとございまして。

その他、国民への説明責任の徹底について、分かりやすさの確保、それから評価書やその評価書の要旨の標準化に努めるということや、職員の意識改革など、政策評価の基盤整備に取り組むこととされております。また、このことは、資料2にありまして参議院本会議の政策評価制度の見直しに関する決議においても、おおよそ同様の内容に触れられております。

本件につきましては、法務省としても予算要求と政策評価の連携など、これまでにない制度を導入することとなって参りますので、関係府省と調整を行いながら、省内関係部局が情報を共有しつつ対応することが必要になっていくというように考えております。説明は以上でございます。

島野座長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

立石委員：感想としてはですね、政策評価制度の見直しの方向について、特に評価結果の予算要求書への反映、これは当然のことであって、やはりそれに耐え得るような評価というものをやっていくべき。それからもう1つ強く主張しているのが説明責任、この2つが新たに明記された方向でして、私は大変いいことだと思います。政策というのは

最終的にはすべて予算に還元されるものでございますので、やはり評価結果が予算等にどのように反映したかを説明しなければ評価のための評価ということになってしまう訳です。この方針に私は賛成であります。

島野座長：ご質問でも結構ですが。はいどうぞ。

川端委員：この評価懇談会では、私個人の感想ですけれども、非常に幅広い政策について意見を求められるのですが、必ずしも専門領域でないところが多いという感じを持った訳ですね。ですから、まず第1に政策評価の対象となる政策を重点化していただいて、こちら側もですね、もっと事前に検討ができるような形にして頂けた方が、もう少し深い感想を述べられるのかなと思います。もう1つはやっぱり専門領域の違いに応じて、評価の懇談会に参加する委員も分けるとか、あるいは部会を設けるとかして、より適切な学識経験者が意見を述べられるという形にして頂いた方が、懇談会に参加する者としても、自分の本当の意味の学識を述べられるということになって良いのかなという感じがします。

島野座長：座長としてではなくての発言ですが。政策評価だけに、評価結果によっては、予算の削減というか、政策をもっと絞り込めとか、予算を絞れとかということになるのかなという感じがしなくはないのですが、政策評価をしようとする事自体が、そういう目的を持っているのでしょうか。おかしな質問ですけれども、いかがでしょうか。

松下室長：基本的なそういうお考え、先生がおっしゃったようなことになっていくと思います。評価をした結果、有効性がないとかですね、より有効な方策があるということになれば、その政策の方向を転換して別のことを行う、または政策自体予算が付かないということになっていく。連携を深めていくということはすなわちそういうこととなります。

島野座長：川端委員のご意見というか、注文ですね。他の委員はいかがですか。

渡辺委員：学識のない者が座っているのでちょっと恥ずかしいですけど、確かに川端さんがおっしゃったように、評価の対象項目はどうしても網羅的になってしまう。自分自身の知識の濃淡がかなり出て、それぞれの問題をどんな風にとらえたらいいのか分からないことが、ままあります。自分で勉強しなければいけないというのはもちろんなんですけど、何らかの形で、この評価書の記載にとどまらない政策の説明ですとか、情報提供などをしていただければありがたいと思います。

それからもう1つ、政策評価を重点化するというのはそのとおりだなと思うんですけど、一方でその場合は法務省がやりたい政策が並ぶだけという事態になるのかなという気がします。それ以外のテーマは後景に退いて国民から見えなくなってしまう。どこにメリハリをつければいいのかの判断は極めて難しくなって、結果として法務省が出してくるものについて、「そういう方向性でよろしいのでは」としか言えなくなる、そんな懸念もないわけではありません。重点化の方向はいいんですけど、実際にどういう風にやっていくのかということが検討課題かな、と。雑駁な感想で申し訳ないですが。

島野座長：六車委員いかがでしょうか。

六車委員：私2期目になるのですけれども、やはり今出てきた、深く勉強すると言いますか、皆さんお忙しいところをぎりぎりに少しでも早く事前に送っていただいていると

は思うんですけど、今の時期に、大学も非常に忙しい時期で、他の方もお休みになっているのもそういうことだと思うんですけど、その合間を縫って読んだ上に、国民の期待に添うというか、きちんとした政策評価ができるようにということでよく読んで考えてここに来るとするのは非常に厳しいです。

係の方のご説明等をお聞きしても、非常に短い時間で非常に早く読まれたりすると、時間は3時までには終わるかも知れませんが、頭の中を通り抜けていっちゃうというのもあって、今日は少ない人数ですけど、出てきていることは同じだと思うんですけど、問題点について理解したい。私なんか人権のことなんかすごく興味ありますが、一体法務省の人権の政策というのはどうなっているのか。人権擁護委員というのは今どこに立っているのかというのを聞きたい。個別の話をして申し訳ないが、例えばの話ですけども、人権擁護委員がどのように役に立っているのかとか、どのようなご経歴の持ち主の方が主としてなっているのかとか、そういうことが分からないときにどんどん家庭内の問題とか、いじめとか、学校内のこととか、想像を超えてしまうような、新聞を開けてびっくりするようなことが、次々と起きている、そういうことに対応することができているのかなと思うわけです。例えばですね、1つだけ言わせていただければ、環境省でいえば、容器包装リサイクル法というのが95年にできて、今10年でいろんな角度から見直して、こういうペットボトルのリサイクルをどうしようかと幅広くやっている訳で、学会みたいなのところでもやるし、10年経って非常に身近です。そういうところがはっきりしているからやりやすい訳ですけども、確かに最初おっしゃられたように法務省のハンディがありますけど、ひょっとしてハンディはあらゆる面でハンディがあるということでごまかしているところがあるかもしれないと思うんですね。なかなかわか勉強では分かりにくいんですけど、全部終わった後、家に帰ってきてのんびりしているとき、あれ今日のはどうだったっけかな、ちゃんとしたことは言えたかなとかですね。そういう繰り返しで申し訳ないんですけども、形の上で整うとか、総務省にちゃんと報告できるとか、国会に説明できるとかでなくて、もちろん10年とか50年とかの先を見て政策を決めていくのでしょうから、それに役立つように、必要であれば、川端委員がおっしゃったような少人数の分科会で集中的に勉強するのだってやれないことはないと思うんで。本当に必要な場合。この前例もなく、ほんとにこういう制度が取り入れられたんですから、いかにして活かすことができるかということを考えてやっていったらいいんじゃないかなというのを、今までそんな感じで、皆さんの話をお聞きしていました。

島野座長：ありがとうございました。各委員の御意見は、率直な表明がなされたと思います。今後の参考にさせていただきたいし、また尊重していただきたいと思います。

それでは次に議題(2)平成16年度法務省事後評価実施結果報告書(案)についてご議論いただきます。

進め方としましては、先ほどの本日の審議事項についての事務局の説明の中で、法務省の事後評価については、事業評価、実績評価、総合評価の3つの評価方式を採用しているとのこと説明がありましたので、評価方式ごとにご質問、ご意見を伺ってまいりたいと思います。

では、資料3をご覧ください。はじめに1ページからの「1 事業評価方式を使用する政策」について、評価の概要について説明願います。

松下室長：はい。それでは資料3の関係でございますが、事業評価方式を使用する政策の評価の概要についてご説明いたします。資料3の2ページでございます。事業等の内容は「法務に関する研究」ということでございます。平成16年度におきましては、「犯罪被害に関する総合的研究」と「少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究」について調査研究が行われました。これについて、調査研究を行った結果でございますが、犯罪被害について、その実態を明らかにして、暗数調査を行ったわけですが、暗数を含んだ犯罪被害の実態が明らかとなり、犯罪防止策の検討に役立つ資料を得ることができました。また、集計データを国連に送付しているということでございます。また、少年刑事司法制度の現状について、多角的な分析を行って犯罪防止策の検討や少年犯罪に対する処遇の充実に資するというところで、有効な政策であったというふうに評価をしております。

島野座長：それでは、ご意見等をお願いいたします。この部分はいつも指摘がありますが、既に「研究評価検討委員会」の評価を受けていらっしゃるのですよね。それをこのように体の中に組み入れて、さらに政策評価懇談会にかけてご意見を伺うということなのですね。

松下室長：はい、そうです。

島野座長：この懇談会としては、さようでございますか、と承ればいいのでしょうか。

松下室長：いえ、また新たな観点から何かあれば。

島野座長：では、新たな観点からどうぞ、ご意見を。

川端委員：これなんかは、「さようでございますか」以上のことを絶対言えない仕組みになっていますね。もとの研究自体を見ていないわけですし、研究評価についての外部評価の結果も見えていないので、今度要約がでるわけですが、ここで、ここがおかしい、不十分だという意見は言えない、言えたら不思議だという形なのです。とすれば、我々がさらにこれについて意見を述べるということは無理なんじゃないか。やはりこの研究評価検討委員会に進めていただくという仕組みでよろしいのではないではないかと思うのですけれども。

立石委員：いずれにしろこの2つのテーマというのは、今大変重要なテーマでなので研究するということですが、先ほど座長の方から発言されたかも分からないですが、これを事業評価方式で評価しようとしたプロセスが、何でこれを事業評価方式で評価するのかということをお教えいただきたい。

野々上課長：実は前のポストの時に政策評価を立ち上げるときに参加したものですから、そのときの記憶でございますけれども、これは政策評価の枠組み作りに当たっては、本省ということと外部機関、法務省でいいますと、公安調査庁、法務総合研究所、この全体の枠組みの中で、本省に対する政策評価と外部機関に対する政策評価とどういうふうにつなげるか、という議論がありまして、外にあるものは企画立案というよりも実施機関であるという、中央省庁再編の基本的な考えと同じでありますけれども、政策の企画立案は中央省庁でもって、外にある機関は実施する方だという整理がついた中で、主に

事業評価になじむのは実施機関ではないかという議論が1つございまして、その中で法務省としてあてはめるとすれば、法務省で行う研究がなじむのではないかという議論があって、それで、法務総合研究所から当時から、せつかく作るのであれば立派なものにしたいということで、ここに書いてあるような委員会を独自に作りたいということで、これは全体の位置付けとなるこの懇談会とは別枠の独自のものを作りたいという、法総研の意向もありまして、こういう形になったと、2つの要素からこうなったということでございます。ですから、そういう外枠が最初に決まって、じゃあ、テーマに何を選ぶかということでこういう形になっているとご理解いただきたいと思います。

島野座長：これ、改めて意見は述べる余地のないまとめ方になっていきますけれど、無いよりはよろしいですか。一応こういう位置付けで。

川端委員：一応こういう結果がありましたということを知られるという、そのレベルのお話しであれば。

島野座長：そういうことです。

野々上課長：そういうことで、当時私と法総研と議論したのは、まさにこちらで秘書課において立ち上げる懇談会と、法総研で作る機関とはどちらが優先するのかという議論を内部的にはした覚えがございます。法総研としては、それは、我々は外局ですから、本省の機関が統括されるでしょう、ただ、自分達でお願いして作るので、独自性は発揮したいと、そんなことを言っていたような記憶があります。

島野座長：ありがとうございました。これで、少し理解が整理されたように思います。

それでは、次に6ページからの「2 実績評価方式を使用する政策」に移りたいと思っておりますが、法務省の実績評価は、「(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」、「(2) 法秩序の維持(刑事・治安の面から)」、「(3) 出入国の公正な管理」、「(4) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」及び「(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」に分けられていますので、これらの分野ごとにご意見を伺いたいと思っております。

そこで、まず、資料3の7ページから32ページまでの「(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」について、事務局から、評価の概要について説明願います。

松下室長：はい。それでは、まず、資料3の7ページをご覧ください。7ページの政策は民事局が所管しております「登記事務のコンピュータ化」ということでございます。この政策につきましては、基本目標の欄にありますように登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど、利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮されるということ、また利用者が、登記所に出向くことなく、簡単にアクセスすることができて、自宅近くの法務局において他で管轄している物件の証明書の取得ができるようになる、というようなことで、行政サービスの向上に資することができるということを基本目標にしておりまして、登記情報の電子化を進めました。これは、以前から進めてきたこととございますけれども、その結果、8ページでございますが、評価の内容の欄にありますけれども、不動産の電子化の移行完了率が77.9%、商業登記・法人登記の移行完了率が95.5%となつ

ておりまして、いずれも前年度よりも進捗が見られ、行政サービスの向上について有効な政策であるというふうに評価しております。

続きまして、報告書9ページ、民事局が所管する政策で「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」ということについてご説明いたします。

この政策については、「電子商取引や電子申請、電子届出の基盤整備を早期に実現するというために、その前提として必要となる、電子認証制度をすべての法人が利用できるようにする」ということを基本目標にしまして、全登記所において、商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を進めてまいりました。そして平成16年度末現在において、10ページの評価の内容、評価結果ですが、平成16年度末現在において、全法人が利用できるようになるということで、法人の利便性が向上して、電子政府の構築に寄与していると認められますので、有効な政策であるというふうに評価しております。

続きまして、報告書の11ページ、これは法務省の大臣官房司法法制部が所管している政策で、「外国法事務弁護士の在り方」という政策でございます。この基本目標は、「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」ということで、外国法事務弁護士の承認申請手続の円滑化、それから、承認までの期間の短縮化等に取り組んでおりまして、その結果でございますが、12ページの評価の内容等をご覧いただきたいのですが、外国法事務弁護士の登録者数が前年度比で約10%増加しております。またこれまで承認を取り消された者はゼロでございます、その質も維持できているということで、外国法事務サービスの向上という目標に対して、有効な政策であるというふうに評価しています。

続きまして、報告書15ページの同じく司法法制部の所管しております「債権管理回収業の監督」という政策についてご覧ください。この政策については、「債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される」ということを基本目標としまして、申請会社に対する許可審査、それから、債権回収会社に対する立入検査などを実施しております。その結果、債権回収会社の許可申請件数は、前年度比11件増加する中で、特に問題となる事項は認められませんでした。おおむね適正な業務執行がなされているということから、債権管理回収業の適正性の確保に向けて、有効な政策であると評価しております。

報告書の19ページをご覧ください。人権擁護局が所管しております政策で「人権侵犯事件の適正な調査・処理」ということですが、この政策については、「人権侵害による被害が救済され、予防される」ということを基本目標といたしまして、人権侵犯事件処理規程（大臣訓令）を改正して人権侵犯事件についてその迅速な救済のための予備調査の廃止等、見直しを行いました。そのほかに、職員や人権擁護委員などに対する研修を行ったところ、人権侵犯事件の処理件数が増加したこと、特に問題となっている女性及び子どもに対する人権侵犯事件についてその処理件数が増加しておりまして、その予防にも資すると考えられることから、人権侵害による被害の救済及び予防について有効な政策であるというふうに評価しております。また女性、子どもに対する人権侵犯事件の取組強化という達成目標は一応クリアしておりまして、今後対象の拡大を検討していくというところでございます。

続いて、報告書 21 ページの「人権相談の充実」をご覧ください。この政策につきましては、「人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される」ということを基本目標として、特に人権問題が顕在化している女性、子ども及び外国人に対する人権相談を充実するための施策として、女性職員の相談窓口への配置、女性の人権ホットラインの周知、子どもの人権専門委員の積極的な活用、子どもの人権 110 番の周知及び外国人のための人権相談所の周知等を行ったところ、相談件数は減少しておりますけれども、暴行や虐待など、相談の内容が、深刻かつ緊急性のある事案についての相談件数が増加しております、これらの相談活動が人権侵害事実を把握する端緒として機能して、救済に役立っているものとして、有効な政策であるというふうに評価しております。

続きまして、報告書 24 ページの「人権啓発活動の推進」をご覧ください。この政策については、「人権尊重について国民の理解が深まる」ということを基本目標といたしまして、人権啓発活動ネットワークの充実強化、人権作文コンテストの実施等を行ったところ、人権啓発活動ネットワークの参加市町村数が増加いたしました、作文コンテストの応募作品数も増加していることから、人権啓発活動の推進について、有効な政策であるというふうに評価しております。

次に、報告書の 28 ページ、同じく人権擁護局が所管する政策で「民事法律扶助事業の推進」という政策についてでございます。基本目標は、「資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される」ということで、これを基本目標といたしまして、裁判費用の立替などの民事法律扶助事業の充実に努めたところ、法律相談援助、代理援助等の実施件数が増加しております、裁判を受ける権利の実質的保障に有効な政策であるというふうに評価しております。説明は以上です。

島野座長：はい。ありがとうございました。それではご意見を伺います。

川端委員：28 ページからの法律扶助事業の推進ですけれども、ここの各指標を見ると非常にその政策が前進していると、したがって評価できるということになるわけですが、これはなんていうか、日本の国内の今までの実績を基礎に積み上がったものだけを見ているので非常に前進しているように見えるのですけれども、世界標準で見ると、日本が先進国の中です、おそらく、どの国と比べても十分の一以下の法律扶助事業に対する国費の支出しかしていないという状況は少しも変わっていないですね。こういう評価方法をし、こういう指標をとれば、法律扶助事業について、なかなか上手くいってます、という見方になるのですけれども、一步後ろに下がってグローバルな視点から眺めてみると非常に低いレベルで、ほんの少し改善が見られたにすぎない、という評価に実はなるんだと思います。ですから、そういう評価の視点が、どこかに入ってくるような形というのを、少なくともこの法律扶助については考えていただきたいと思うのが率直な感想です。

島野座長：例えば、どんな記述の仕方であっても入っておいてほしいということですか。

川端委員：つまり、そういう意味で、非常に不十分なものを少しずつだけれども前進しているという、そういう視点がどこか基本的な考え方として入ってこないとおかしいのではないかと、というのが率直なところですが、

島野座長：ほかにご意見は。はい、どうぞ。

立石委員：私の方から2, 3点お話をさせていただきたいと思います。コンピュータ化ですね、これは目標達成の道筋が比較的出てきているということだと思いますが、これは以前もお話をしたと思うのですが、コンピュータ化というのはあくまでも目的ではなくて手段だと思うんですね。目標のところは個数や件数で達成率を示しているんですが、いわゆる国民へのメリットを具体的に示すことが大変重要ではないかと思うのです。その成果として窓口での待ち時間が大幅に短縮されるという表現があるんですが、どの程度短縮されたのか、そういう量的な短縮というものも入れていかないと、件数とかだけでは私は不十分だと思います。もし分かればどの程度短縮されたのか、そういう時間的なものを含めて教えていただきたい。それが1つ。2つ目は、「外国法事務弁護士の在り方」についてで、外国法事務弁護士の増加と承認取消の数という、量と質の両面から追っていくというふうになっておるということで、私はこれは大変いいことではないかと思います。もちろん、法務省だけの力で達成されているわけではなくて、やっぱり環境によって達成率が変わってくると思うんですが、そのあたりの説明を評価結果のところでもちゃんと載せているというのは私は大変いいことではないかと思います。それから、3番目は「人権侵犯事件の適正な調査・処理」、それから「人権相談の充実」という19ページと21ページのところですが、少々なじまないのはいわゆる目標あるいは評価として、「前年増」という表現で書いておられるのですが、私は相談が多くなるというのは決して悪いことではないと思うんですが、相談を受けた結果として、どういう救済がなされたのか、というその辺りのところの指標が必要なのではないかと思います。相談にかかってくる相談の数が増えるということがいいのか、本当はこういう相談がない世界を作らなければいけないということで、何かちょっと違和感を、私自身は感じ、何か他に指標があるのではないかなという思いです。

島野座長：ただいまのご意見は次の年度からの評価対象としての達成目標・指標を作る時に参考にさせていただくという、そういう意味でございますね。また、座長としてではなく、私の一委員としての意見を申し上げれば、「登記事務のコンピュータ化」について、現在の評価対象は乙号事件に限定されている。つまり、謄抄本の交付に要する時間の短縮という目標を評価対象にしているわけですがけれども、甲号事件はどうなのか、たとえば所有権移転の登記申請をしてから、法務局内部の事務処理がされて登記簿への登記記載が終了するまでに要する時間、それがどの程度短縮されてきているのかということに大いに関心があるのです。けれども、現状は乙号のみを評価対象にしていることが気になります。

今回の評価結果についてのご意見等がございましたら、どうぞ。32ページまでで何かございませんか。

六車委員：お二人のご意見に関連してというか、同じようなことになるかもしれませんがけれども、まず、川端委員がおっしゃった「民事法律扶助事業の推進」というところで、基本目標で、「資力の乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される」というところがあって、先ほど外国との比較をされて、参考になったのですけれども、そもそも日本で、裁判を受ける権利とか、裁判を起すとか、そういうことについての基本的

な国民の認識が正しいか。前に私、裁判官をやっておりますけれども、訴状が送られてきて、そこに被告何々と書いてある、被告にされただけで、俺は被告人じゃないと言って、始まらない、つまり裁判を何のためにするのかという、裁判を起こしたり、起こされたりということが日本においてどういうことなのか、そういうようなところも考えて、理解した上で、評価する。もちろん外国の例もそのレベルで理解した上で、なぜ件数が1桁違うのとか、そういうようなところというのはやはり専門の方が外部で、しっかり10年とか50年とかを見据えて考える必要があるんじゃないかと思うんですね。それをどういうふうにしたらいいか、というやり方があるんだと思うんですけども。それから、もう1つはさっきの「人権侵犯事件の適正な調査・処理」、19ページ、20ページ、21、22のところなんですけれども、立石委員のおっしゃったことが非常に参考になりまして、件数というのはどういうことなのか、増えるということが、いいのか悪いのか、特に、細かいところなのかもしれないですけど、20ページと22ページをよく見ると、必ずしも平仄とあっていないんじゃないかと。評価結果のところを見てみますと、例えば22ページの評価結果の4行目から5行目に、特に暴行・虐待といった特に深刻で緊急性のある事案の相談件数が増加しており、とこういう場合は必ず数がなければいけないと思うのですけれども、どこかに数があるのでしょうか。いくつからいくつに上がったのか、その後女性、子どもを被害者とする人権侵犯事件の処理件数が増加していることからしても、これらの相談活動がどうのこうのと書かれていますけれども、その次の今の女性、子どもについて、増加しているのはどういうふうになっているのか、そういうふうにして、20ページに戻ってみますと、やっぱり評価結果というところで、数字があるところはありますし、第2段落の人権侵犯事件の達成ということからはじまるころの3行目ぐらいのところというと、女性、子どもに対する人権侵犯事件の処理件数が増加していると、そういうふうにして書いてあるのですけれども、数字が増えるということはどういう意味なのか、ということと、具体的に数字がどうなっているのかということ、単に増加しているというだけでは分からないのではないかと、そういうことを申し上げたかったのであります。以上です。

島野座長：人権擁護局、何かご意見があったらお願いします。

人権擁護局：数字の記載が抜けているとのご指摘はおっしゃるとおりです。まず、子どもの人権110番の方で、暴行・虐待の件数ですけれども、15年が289件、16年が333件に増加しております。それから、女性の人権ホットラインの暴行・虐待の件数ですけれども、15年が2,412件、16年が2,478件となっております。後ほど追加して数字を記載させていただきます。それから、件数が増えることの意義ということですが、やはりまだまだ、うちの人権相談ですとか、うちが人権の調査救済をやっていることですとか、まだ世間に必ずしも十分に認知されていないのではないかとこの認識がございまして、そのことから、広く認知されることが、人権相談ですとか事件件数に跳ね返って、いままでより、うちの機関がどれだけ人権の救済に役立てたか、ということを反映する数値だと思って件数を挙げさせていただきました。以上です。

島野座長：32ページまでで、ほかにご意見はございませんか。

六車委員：どうもありがとうございました。今、普通の場合こういう件数が増えること

は世の中にとって良くないことだと思うのですけれども、法務省の場合はいいことだということになって、さらっと読んだときに、もう1つ説明がないと、今おっしゃったことはよく分かるのですけれども、法務省何を考えているんだろうかというふうに思われないかということと、それに関連して、今の20ページですと評価結果のところでは最初の行に、平成16年中の人権侵犯事件の処理件数は何件だとあります。処理件数の「処理」ということが、前にもお聞きしたかと思いますが、どういう状態になったことを持って処理をするんだという、裁判所みたいに判決があったとかということが説明いただいたかもしませんが、ちょっと忘れてしまったものですから、この機会に簡単に教えていただければと思うのですけれども。それだけです。

島野座長：はい。それでは、人権局からご説明ください。

人権擁護局：処理の件数ですけれども、基本的にはその年度に終了した件数、何らかの措置を行う場合もありますし、侵犯事実が不存在という終了の仕方もございますし、場合によっては、その当事者が取り下げて終了する場合もございますし、それらを総称して「処理」とさせていただいております。

島野座長：はい。川端委員。

川端委員：今の話に関連して、ちょっとずれるのですけれども、件数が増えるということがある意味で政策の前進を示す指標になるというのは、顕著な例としては、それまでアクセス障害があった場合なんですね。これは日弁連が弁護士活動地域に公設事務所を作って実は実感しているのですけれども、弁護士過疎地域は、もともと商売が成り立たないから弁護士がいないところ、つまり事件が無いところというふうに思われていたんですけれども、実際に公設事務所を作ってみますと大量に相談と事件が舞い込んできて、しかも、もうかっているんです。というのは、クレサラの処理を田舎の人は真面目ですから、高い利子をずっと長い間払っていたという例が非常に多いので、ほとんどのクレサラ事件が貸金業者からの取戻請求になって、非常に利益が上がっているという例が多いそうなんです。ですから、アクセス障害があるうちは件数の増加というのは政策の前進の指標に十分になりうるのだと思います。でも、もっと根本的に言えば、人権の事件の救済が前進するためにはそもそも人権がきちんと意識されている、教育されているという状態がまず必要で、中学生の作文の応募数が指標になっていますけれども、これは法教育、人権教育が小中学校のレベルからきちんと行われているかということの指標ですね。それから、事件になるとどうしても弁護士の援助が必要になって、その費用がかかるということになるので、先ほど申し上げた法律扶助の制度がどれくらいきちんと用意されているかが問題です。そして、この法律扶助、実は勝訴の見込みのあるもののみ裁判の時援助するというところが問題がないわけではないわけで、たとえば、日本では行政事件訴訟とか労働事件の訴訟の数がヨーロッパに比べて1桁どころではなくて2桁、3桁違うという状態なんですから、実際のところそれは制度全体の問題で労働事件や行政訴訟で非常に勝つのが難しいということがあるので、時間と費用をかけて裁判してもしょうがない、という意味での件数の抑制があるのではないかと思います。そういう意味でいっぱい問題はあちこちあるわけですけれども、とりあえず件数が増えることが政策の前進の指標になるということはあることは確かですけれども、それはあ

まり喜ぶべきことではなくて、実は非常に裏に問題があることを、こういうものが政策の前進の指標になることが示しているんだというふうに考えるべきではないかと私は思います。

島野座長：ほかにご意見ございませんか。

渡辺委員：これは法務省に申し上げることではないし、法務省だけで解決できる問題ではないと思うのですけれども一言。「登記事務のコンピュータ化」、これは確かに利用者が便利になる良い政策であり、結果も出ていると思います。ただ、公図の不備ですとか地番と住居表示の不一致ですとか、ずっと言われてきている問題が解決されないままだと、いくらコンピュータ化されても国民の立場からすると「どれだけアクセスが楽になったのか」という思いがあります。「こういう成果がありました」といわれても鼻白んでしまうところがある。冒頭申しましたように法務省だけで解決できる問題ではないのですけれども、やはりこれから政策を展開していくときに、じゃあ次は、何をどうしていくのが利用者の利便にかなうのかということをも十分検討して、コンピュータ化の成果を活かしていただきたいと思います。

島野座長：ありがとうございました。それでは引き続き、資料3の33ページから104ページまでの「(2)法秩序の維持(刑事・治安の面から)」及び「(3)出入国の公正な管理」について、事務局から、評価の概要について説明願います。

松下室長：はい。それでは報告書の33ページをご覧ください。刑事局が所管しております「被害者等通知制度の適切な運用」という政策に関してでございますが、これは基本目標を、「刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る」というところにおきまして、被害者等通知制度の国民への周知、それから制度の適切な運用を行いましたところ、通知件数が増加しておりまして、目的に照らして有効な政策であるというふうに評価しております。

続きまして、36ページの「検察広報の積極的推進」という政策でございますが、これの基本目標は「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」というところにおきまして、庁舎見学や広報ビデオの上映、刑事裁判傍聴等の各広報活動に努めたところ、小学生から一般まで幅広い層の参加者を得ることができ、また、参加者人数も前年度より増加しているということから、検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めることについて有効な政策であるというふうに評価をしております。報告書40ページの「捜査における通訳の適正の確保」という政策でございますが、これは基本目標を「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる」というところにおきまして、通訳人としての知識習得のための研修を実施するというところを行っております。そのところ、参加者から捜査に必要とされる知識や、公正・中立な通訳を行うための心構えが習得できたというアンケート結果が多く寄せられておりまして、捜査における通訳の適正の確保について有効な政策であるというふうに評価をしております。

報告書43ページをご覧ください。これは矯正局が所管しております政策で「矯正職員に対する研修の充実強化」でございます。これは、基本目標を「受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする」というところにおきまして、矯正職員に対して、人権に関する実務に即した研修の実施や人権問題についての資料の作成、配布等を行いまし

た。その結果、受講後のアンケートにおいて人権の重要性を再認識した等の感想が寄せられるなど、一定の成果が上がっておりまして、また受講者が所属施設において、部下職員等に研修を実施するというところで、中央研修の結果が地方においても活かされているということで、効率的な政策でもあるというふうに評価をしております。

次に、報告書の47ページをご覧ください。「矯正施設における職業教育の充実強化」という政策でございますが、これは基本目標を「受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする」というところにおきまして、受刑者に対して広く職業訓練の機会を与え、職業に必要な知識・技能を習得させるということで、受講機会を拡大する、それから免許・資格の取得の促進ということに努めたということでございますが、その結果、職業訓練の修了者の数、それから、免許・資格等の取得者の数が増加いたしました。こういったことによって受刑者の円滑な社会復帰に寄与しているというふうに認められることから、有効な政策であるというふうに評価をしております。

続いて、51ページの「矯正教育における教育活動の推進」をご覧ください。この政策については、基本目標を「被收容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つけ、被害者に対する自らの過ちに気付き、自己の責任を自覚できるようになる」というところにおきまして、被害者の立場を理解して、被收容者の改善・更生を目指す教育プログラムを実施するという達成目標として行っておりまして、処遇に携わる矯正施設職員等が有識者等の意見を聞きながら、被害者の視点を取り入れて作成した教育プログラムなどを実施したところ、指導を受けた者の内省の深まりが作文やアンケートから伺われたということで、有効な政策であるというふうに評価をしております。

続いて、報告書54ページの「民間との協働による犯罪者の更生」という政策でございますが、これは基本目標を「行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被收容者処遇の質を向上させる」というところにおきまして、過剰收容が問題となっている行刑施設において、正門警備業務や庶務業務等の民間委託を進めたところ、民間委託ポスト数が増加したことによって、結果として処遇、教育等の実施に必要な職員数が確保され、処遇の充実が図られたことから、有効な政策であると評価しております。

続いて、報告書57ページの「行刑施設における過剰收容の緩和」という政策ですが、これは「行刑施設における被收容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する」という基本目標の下に、行刑施設において、收容棟等の新・増築工事を実施して、收容能力の拡充を図ったところ、收容率が若干低下し、過剰收容状態が緩和されたことから、有効な政策であると評価しております。

続いて、報告書61ページの「行刑行政の透明性の確保」という施策ですが、これは基本目標を「行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める」というところにおきまして、各矯正管区において、毎月管内施設の処遇関係情報を記者等に対して発信したり、施設見学会を実施するなど、地域社会に対して情報を発信したところ、過剰收容の状況等が報道されるなど、行刑行政に対する理解が深まることについて、有効な政策であるというふうに評価しております。

報告書64ページからの「更生保護活動の推進」のところでございますが、この政策に関しましては、「更生保護活動の推進」という政策の下に基本目標を4つ掲げており

ます。64ページにはまずその内の1つ「保護観察対象者が改善更生する」という基本目標に関してですが、これは達成目標を「保護観察処遇の充実強化」と「保護観察対象者の就業確保」の2つとして、分類処遇、類型別処遇を実施し、社会参加活動などの保護観察処遇の充実強化、それから社会生活技能訓練の活用などによる就労を促進すること、それから協力雇用主の確保のための広報等を行ったところ、保護観察対象者が社会参加活動に参加して達成感を得ることなどによって、改善更生に寄与しているというふうに考えられ、それから保護観察終了時に無職である者の割合が全体的に減少しているなど、就労促進に寄与していると考えられますので、有効な政策であるというふうに評価をしております。

次に、「更生保護活動の推進」に係る2つ目の基本目標ですが、これは報告書でいきますと69ページにございます「保護司制度がより活性化される」という基本目標で、保護司に関する広報によって新任保護司を確保するほか、保護司に対する研修の充実を図ったところ、女性保護司の割合が増加したり、研修教材の充実などの結果が見られまして、更生保護活動の推進に有効な政策であるというふうに評価をしております。

次に「更生保護活動の推進」に係る3つ目の基本目標ですが、報告書72ページの「犯罪予防活動を助長する」ということについては、社会を明るくする運動への参加を促進する、また、更生保護女性会等のボランティア団体に対する研修等を実施したところ、社会を明るくする運動について幅広い行事が実施され、更生保護ボランティア団体に対する研修の充実が図られたということから、更生保護活動の推進に有効な政策であるというふうに評価をしております。

続いて、「更生保護活動の推進」に係る4つ目の基本目標ですが、これは、77ページの「更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する」ということについては、更生保護施設の改修・補修について補助金を交付いたしましたところ、老朽化したり、安全・衛生面に問題のある更生保護施設の改修・補修が実現しましたことから、有効な政策であるというふうに評価をしております。

続いて、別の政策に関してですが、報告書79ページからの「「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」という政策をご覧ください。この政策については、基本目標が2つございます。1つ目の基本目標は、79ページにありますように「オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する」ということですが、これについては、オウム真理教に対する立入検査、教団からの報告徴求等によって、その活動状況及び危険性が明らかになっておりまして、また、これら調査結果を地方公共団体等に適切に提供しているところ、地方公共団体からは団体規制法存続の要望書を受理するなど、観察処分に対する期待が寄せられ、住民の不安感の解消に寄与していると考えられることから、有効な政策であると評価をしております。

報告書82ページの、基本目標の2ですが、これは「内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する」ということですが、これについては、内外情勢の的確な分析と関係機関に迅速・適時に提供するというところに努めたところ、情報提供を受けた関係機関から、継続的な情報提供を求められるなど、

一定の評価を得たことなどから、公共の安全の確保について有効な政策であると評価しております。

報告書85ページからの「外国人の円滑な受入れ」という政策について、これは入国管理局が所管しておりますけれども、この政策については、「我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す」という基本目標といたしまして、3つの達成目標ごとに評価を行っております。まず、85ページの達成目標の1ですが、「専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する」という達成目標については、外国人IT技術者の一層の受入れに向けた上陸許可要件の緩和、構造改革特別区域法に基づく外国人研究者や外国人情報処理技術者の受入れの促進、それから、永住許可要件のガイドライン化等を行ったところ、いずれも外国人の受入れに寄与していることから、有効な政策であると評価しております。

また、「外国人の円滑な受入れ」にかかる達成目標の2、報告書では90ページになります「研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する」ということにつきましましては、技能実習移行対象職種の拡大を図る等をした結果、研修から技能実習に移行できずに帰国しなければならなかった者も新たに技能実習が可能となりまして、当該在留資格の外国人登録者数が増加したことから、研修生、技能実習生の適正な入国・在留に寄与しております、有効な政策であると評価しております。

「外国人の円滑な受入れ」の3つ目の達成目標ですが、報告書では95ページになります「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する」ということにつきましましては、留学及び就学の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正によって、留学及び就学の在留資格の審査の迅速化・効率化が図られたことになりまして、真に我が国において学ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留に寄与したことから、有効な政策であるというふうに評価しております。

続いて、報告書100ページの「好ましくない外国人の排除」という政策ですが、これは基本目標を「我が国社会の安全と秩序の維持を目指す」というところに置き、出入国管理及び難民認定法の一部改正、積極的な摘発と円滑な送還の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間や水際対策の実施に努めたところ、不法残留数が前年度同期と比べ、約5.5%減少し、入国審査時の偽変造文書発見数も、5年前と比べて大幅に増加しております、こういったことから有効な政策であるというふうに評価しております。説明は以上です。

島野座長：はい、ありがとうございました。それでは33ページから104ページまでにつきまましてのご意見をお願いいたします。非常に範囲が広く書かれておりますが。他の委員がおっしゃる前に、私から一点申し上げます。45ページの2の評価結果(1)指標1の2行目、「こうしたことを意識させるため」という表現がありますが、何かつながりが悪いような感じを受けます。これは、「意識させる」ために行っているんでしょうか。あとでご検討いただければいいと思います。文言の話ですから。

松下室長：意識させて、それを直させるということだと思います。

島野座長：その意識ということも、こういった問題状況、問題点を意識させるということですか。

松下室長：そうですね。「こうしたことを」というような言い方に違和感があるということをございましょうか。

島野座長：はい。他にどうぞ。渡辺委員。

渡辺委員：内容というより、表記に関わるところで感想を申したいんですけども、保護局の更生保護に関する、例えば68ページの記載です。国民への分かりやすさという観点から申しますと、1号観察、2号観察といった言葉がそのまま出ているのはいかなものでしょう。そういえば昔どこかで勉強したかなあとあって、少年院の仮退院者は何号だっけなあなんて記憶をたぐってしまいました。国民に政策のことを分かってもらおうということであれば、脚注のような形でもいいので、それぞれがどのような観察事案なのか、定義なり内容を示すべきであろうと思います。他の局に関わる部分でも同じような部分、つまり専門用語なり、実務家、法律家にとっては当たり前の用語がそのまま使われている例もあろうかと思えます。その辺についての配慮は、他の局も含めて払っていただければなというふうに思えます。それから、同じ68ページに関連して言いますと、無職者率がパーセントで出ているんですけども、実数で表記をすることも併せて検討されてもいいのではないかなと思います。今、更生保護の在り方というものに非常に注目が集まっているときだけに、丁寧な記載をされた方がよいと思いました。以上です。

島野座長：ほかにございますか。それでは質問ですけども、51ページの2の目的・意図のところ、各種の教育プログラムを実施しているとあるところですが、性犯罪者の再犯防止の問題は17年度から実施されるのでしょうか。

松下室長：そのプログラムについては現在検討中というふうに承知しておりますが、矯正局、この点何かご発言したいことはありますか。

矯正局：そのとおりです。

島野座長：分かりました。他にご意見ございますか。

六車委員：多少ずれてしまうかもしれませんが、37ページに検察広報のことがあるんですけども、今私ロースクールにいるんですけども、現職の検察官の方がロースクールに、なんと言うんでしょうか、出向というのでしょうか、特にフルタイムで他の先生達と一緒に学生と対応するということは、非常に検察にとって影響力が大きいと思います。ロースクールに入ってきた学生さんが検事さんというような人を身近に感じますし、模擬裁判とかいろいろやる中で、広報というか、これから法律家として働くとする人に非常に強い印象を与えるということがあるということ、ここに入るべきことかどうかは分かりませんが、実際にはすごく強い広報活動になって、いい人が来ていただけるかどうかという、将来にわたって検察の応援団を作るのか、その反対の方の立場を作っちゃうのかという、個々がどうだというわけではないんですけども、現実の作用というか役割としてロースクールの中でそういう役割を担っていらっしゃるということは広報という面からも頭に入れておいておられた方がいいのではないかと、日頃一緒にいてそういうふうに思うものですから、一言申し上げました。

島野座長：ほかに。

立石委員：細かいことで申し訳ないんですけど、33ページの「被害者等通知制度の適切

な運用」で、裁判員制度の導入も決定されて、今後国民が広く司法の場に参画していくことが、そういう流れになっているわけで、そういう観点から、本制度は国民の司法に対する信頼を得るためにたいへん必要なことであろうと思っております。目標を決めて評価をするという性格のものではないと思うんですが、結果を情報公開する、実際には16年度も具体的に積極的に行っておられるので大変いいことだと思うんですが、情報公開の開示をしていくという努力をさらに私は進めていただきたいというふうに思います。それから、これは40ページの「捜査における通訳の適正の確保」ということで、15年度の報告書では、2日間50名の研修を実施した、という結果の評価だけだったと思うんですが、16年度に関しては、研修に対していわゆる効果測定への言及もなされている、アンケート調査も含めてやっておられるということで、私は大変説得力のある結果報告になっているのではないかと思います。ただ、それにしても50人2日というのは今の状況の中で本当にふさわしいのか、もっとやはり人数を増やして今後は進めていかないと、100人とか150人とかですね、何人がふさわしいか分かりませんが、今の国際的な犯罪状況を見ますと、50人では少なすぎるのではないかと。それから、43ページの「矯正職員に対する研修の充実強化」ということですが、いわゆる刑務所という第三者による監視がきくことがない特殊な空間においては、職員の倫理観が最後の砦になるわけでございます。研修活動を積極的に多岐にわたってやっておられることは大変重要なことだと思うんですが、また、やる研修の効果も確認をされているということでもいいと思いますが、私自身として、倫理観のみに依存する仕組みについてはやはりいびつではないかと思えます。外部からのチェックが入るという仕組みが抑止力に繋がるわけでございますので、これはあらゆる世界においても真理であろうと思っております。そういう意味からしますと刑務所の監査という仕組みが現実的にどうか、これも検討してもらわないとだめだと思いますが、やはり暴走を抑止するための今言いたいいわゆる倫理教育と第三者による監査的なものの両輪が必要ではないかと思えます。それから、時間を取って申し訳ないんですが、「矯正施設における職業教育の充実強化」ということと、「更生保護活動の推進」、両方のテーマについて関連させてコメントをしたいと思いますが、受刑者に広く職業訓練の機会を与える、そういうことをうたっているわけで、前回もご指摘しましたが、過剰収容問題がある中でこういう中で訓練の機会を広く均等にということは大変難しいことではないかと思えます。大変チャレンジングなことをしていただいているというふうに思っております。制度の趣旨からは、指標の雇用確保という点は大変大事でございます。その意味で、更生保護活動の推進の基本目標に、無職者の割合と協力雇用主の数が掲載されるようになったのは、私は大変評価していいのではないかと思います。以上です。

島野座長：はい。ほかにいらっしゃいませんか。

それでは、次へまいります。引き続き資料3の105ページから141ページまでの「(4)国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」及び「(5)すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」について事務局から評価の概要について説明をお願いします。

松下室長：はい。それでは、報告書105ページからご説明いたします。

105ページは、訟務部門が所管しております政策で「国の利害に関係のある争訟について」、「訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する」という基本目標によりまして、所管行政庁等に対して訴訟に対する適正・迅速な対応についてより一層の協力求めるという通知を発出したり、説明会を開催するなどしたほか、訴訟進行の管理や期限の遵守などの徹底を図った結果、前年度に比べ、訴状の送達又は提訴から判決言渡しまでの期間が2年以内のものの割合が向上しております、有効な政策であると評価しております。

続いて、報告書108ページですが、秘書課の「広報活動の推進」という施策ですが、基本目標を「国民等が、法務省の活動を理解できるようにする」というところにおきまして、法務省ホームページの随時更新及び庁舎見学者への対応を実施したところ、ホームページアクセス件数が増え、見学者のアンケートにおいても、「法務省の業務がよく分かった」などの感想が寄せられておりまして、有効な政策であると評価しております。

続いて、報告書の112ページですが、「行政手続のオンライン化の推進」というところをご覧ください。この政策については、「法務省が扱う311の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた276手続についてオンライン化を実現する」ということで、平成14年度から実施してまいったところですが、これについて、オンライン化された手続が増えまして、国民の一層の負担の軽減が図られたことから、有効な政策であるというふうに評価しております。

続いて、報告書114ページ、「女性職員の採用・登用拡大の推進」、これは人事課が所管する政策でございますが、これは基本目標を「男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する」というところにおきまして、女性採用志望者等を対象とした業務説明会の開催や、女性職員の職域の拡大、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等を行った結果、業務説明会参加者のアンケートにおいて、おおむね好評である、との結果が示され、また、女性職員の職域の拡大も着実に推進されていることから、有効な政策であると評価しております。

続いて、報告書129ページ、施設課の所管しております政策で「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」ということで、基本目標を「外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される」というところにおきまして、JICAを通じてタイ王国に矯正施設の整備等に関する専門家を派遣し、タイ王国、フィリピン共和国からの研修員の受入れなどを行っており、これらの国における矯正施設の整備が推進されたことから、有効な政策であると評価しております。

報告書133ページ、法務総合研究所が所管しております「国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進」という施策に関しては、基本目標を「開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる」というところにおいて、国際会議、国際研修・セミナーの実施などを行ったところ、目標を大きく上回る開催実績を上げることができたことから、開発途上国における刑事司法運営の効率化に寄与したというふうに

認められまして、有効な政策であると評価しております。

続いて報告書137ページ、「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」をご覧ください。この政策につきましては、基本目標として「支援対象国に民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる」というところにおきまして、国際研修などの実施や、諸外国の法制等の調査研究等を行ったところ、実施に関する目標、研修の実施件数ですとか、諸外国への調査職員の派遣件数、会議の開催回数等、これらの目標をいずれもおおむね達成しております、諸外国の法整備の支援に有効な政策であると評価しております。説明は以上です。

島野座長：ありがとうございました。それではご意見をお願いいたします。

ただいま説明のあった範囲で関係の部局から強調しておきたい成果等があったらお願いいたします。

訟務部門は迅速処理に成功しつつあるようですけれども、他の行政庁との協力に何かご苦労はありましたか。

訟務部門：苦労と申しますか、やはりこの迅速化という部分につきましては、私どもだけの努力だけではなかなか前に進まない話で、裁判所等との関係もございますし、それから、最近では、訴訟の案件を見てもいろいろな行政庁が入っております、そういう意味では、対行政庁との関係では、苦労をしていないということもないわけではございませんけれども、結局は行政庁に対して十分な説明をして、理解を得るといったところが一番ではないかと思っております。従いまして、そういう中では、最近は特にまた法改正が多いんですけれども、行政事件訴訟法も改正されまして、そういう意味から、いろんな冊子などを用意したりして、説明会を開催したり、研究会を開いたりしているところでございます。

島野座長：六車委員。

六車委員：106ページなんですけれども、問題があるとかそういうわけではないんですけれども、評価の内容の1のところの最後の行に「なお、平成17年度増員要求において、訟務官15名の増員が認められた」と書かれてありますけど、今日の冒頭、要するに、政策評価が予算要求に反映すると、そういう結果なのか、15人も増員されるというのは、多いような気がするんですけれども、いきなりここに書いてあるとしたのでは、これこれこういうふうに説明したら、当局が認めてくれたとか、この人達をこういうふうに活かしたいとか、そういうふうに書いていただくと国民としては分かるんじゃないかと思うんですけれども。同じような観点かもしれませんが、そのすぐ下の評価の2．評価結果っていうのがありまして、第二段落の「これは」というところから見て3行目なんですけれども、準備書面作成支援システムの充実等による事務の合理化、とありまして、要するに順調に訴訟が進行したのは、この準備書面作成支援システムがひとつの目玉みたいにして書いてあるんですけれども、前、一度お聞きしたと思うんですけれども、ここだけぽんと書いちゃうと、これはいったいなんぞやというか、簡単な説明を、第三者が読むことを考えると、書いた方が、せっかくこういうことで意味があったんだから、というふうによりわかりやすく書いた方がいいんじゃないかと思った次第で

す。以上です。

川端委員：109ページの広報活動ですけれども、評価の内容として書かれているのを見ると、ホームページのアクセス件数と、法の日週間における各種行事の実施以外の数はむしろ減っているんですね。そのことが、評価結果に必ずしも反映されていないのがちょっと、数字を出しておきながら変じゃないか、と思ったのが1つです。もう1つは法の日週間で数字が伸びたのは、裁判員制度の広報ということで、模擬裁判と講演会をやったということが理由になっておりまして、この裁判員制度の広報というのはおそらく、これは法務省だけではなくこれから法曹三者が本当に集中的にやっていかなければならないことだろうと思うんですね。その関係で、実はこの間ビデオを送っていただきまして、拝見したんですけれども、まず、なぜDVDじゃないのかなと、というのは画像の質がちょっとつぶれていたの。個別のビデオの内容を取り上げてここで申し上げるのは適切かというところではないんだと思うんですが、ついでですので申し上げますと、やっぱり、一番裁判員の広報で重要なのは、今までとは国民の裁判に対する役割が変わるといいますか、統治主体意識というようなことが司法制度改革審議会の中で盛んに強調されましたけれども、国民が統治主体であるから、裁判員として裁判に関与するんだ、裁判所の手助けとか、そこへちょっと市民感覚を注入するとか、そういう問題じゃなくて、司法制度、裁判の主体は国民であるということが裁判員制度が実施される一番の眼目だという、その広報があつたビデオには見られないんじゃないかなと思うんですね。これは、どのマスコミもワンパターンで、私は非常に腹が立っているんですけれども。ビデオでは、裁判員は非常に迷惑であると、こんなものとてもやっていけないとか裁けるわけがないとかというような話が延々と続いて、最終的には裁判員として参加することに意義を見だしていくというストーリーにはなっておりますけれども、さっき私が申し上げた統治主体として重要なんだということがきちんと広報されるという形ではなくて、私も役に立つというか私の個人生活も裁判に反映されることが意味があるというようなレベルの話になっているのが、私としてはやや不満であると。もちろん1本のビデオで広報が済んだとは思っていらっしやらないでしょうから、これからまさにいろんな手段で、いろんな内容でこの裁判員制度を成功させるためには、徹底的な広報をやらなければならない。そのためには、大正時代にどういう広報をやったかという歴史も繙いていただきたいなと思います。本当にこの裁判員の広報には力を入れていただきたいと思っておりますので、ぜひどうぞよろしくお願いしたいと思います。

島野座長：ほかにご意見いかがでしょうか。

それでは最後に資料3の142ページから161ページまでの「3 総合評価方式を使用する政策」について事務局から評価の概要について説明願います。

松下室長：はい。それでは、総合評価方式を使用する政策として掲げております「法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）」ということについてご説明します。143ページからでございます。この政策につきましては、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備が透明やルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であることから、平成13年度から5年程度の期間を目途として集中的に

経済活動に関わる基本法制の整備に取り組んでいるところでございます。

したがって、この政策については、法制度の整備が終わる平成17年度以後にこれまでの取組を総括して総合的に評価する総合評価方式を用いて政策評価を行うこととしております。この報告書の案には、平成16年度における取組を中心に、いわば中間報告という位置付けで記載させていただいております。

なお、平成16年度に講じた施策といたしましては、破産法の全面改正、民法の口語化、民事訴訟法等の一部改正等がございまして、また平成16年度の施策ではございませんが会社法についても先日成立したところでございます。説明は以上です。

島野座長：ありがとうございました。ただいまのご説明のとおり、法制度の整備については中間報告という位置付けになっており、評価未了であります。特段のご意見があればお願いします。

17年度末に評価されるのですか。

松下室長：17年度が終わった後にということでございます。

島野座長：18年度に評価ということですか。

松下室長：はい。

島野座長：そうですか。はい。

ご意見ございましたら、どうぞ。

(意見なし)

島野座長：それでは、本日いただきましたご意見等の取扱いについて、事務局から説明願います。

野々上課長：本日は、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。

一言だけ、私の個人的な感想、といったら失礼でございますけれども、発言させて頂きますと、日々国会対応などを行ってございまして感じていることでございますけれども、法務省の問題は多岐にわたっているという、横に広いということと、それから国会を中心に皆様が関心を持たれる問題というのが、極端にいうと月ごとに変わっていくという問題がございまして、おそらくその時々はこの問題にスポットを当てて法務省の施策を説明しているということがございまして、本日、委員の先生からのご意見もそこらへんとの関係があるのかな、というふうに思った次第でございます。治安問題でいきますと、過剰収容の問題、それから入管の問題、それから今は保護観察の問題にどんどん移っていってございまして、さらにご指摘のありました人権侵犯、これは新しい人権救済機関との関係でもどこまでどういう取組をするのかという関心がありまして、ところが、評価計画というのは数年前から計画を立てて、必ずしも1年たってその時点になってみると若干ずれてきているかのようなところがあって、そういうところも日々ご意見いただきながら直していくしかないのかな、と感じた次第でございます。

それから、DVDの件でございますが、ひとつだけ、先生のご指摘と若干齟齬があるかもしれませんが、ビデオにつきまして、南野大臣がいろんな場でご説明される中で、私はあのビデオの中でここが一番気に入っているというのは、中村雅俊裁判長が説得する場面の中で、誰でも被害者になり加害者となる、人ごとではありません、といって裁判員になるように説得するくだりがございましてけれども、ここのところが私は一

番好きなんです，とこう説明されていて、先生のご指摘とちょっと違っているかも分かりませんが、よろしくご理解頂ければと思います。

本日のご議論につきましては、議事録を法務省のホームページで公表することといたしますが、これまでと同様事務局で案を作成いたしまして、後日皆様にお送りさせていただきますのでご確認をお願いいたします。なお、議事録の最終的な確認は座長に一任とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、本日いただきましたご意見を参考に平成16年度法務省事後評価実施結果報告書を取りまとめるほか、各政策所管部に本日のご意見等を通知し、これを踏まえて今後の政策評価の実施や施策検討に取り組みたいと思います。ありがとうございました。

島野座長：それでは、予定の時刻よりちょっと早いのですが、本日はこの辺りまでとさせていただきます。

議題(1)の政策評価制度の見直しというのは非常に我々としては関心の強いところでございますし、この部分の議論で川端委員その他から出た積極的なご意見がいくつかございました。十分吟味されて尊重していただければ幸いです。

それでは、次回以降の日程について事務局からご説明願います。

野々上課長：それでは、本年度の政策評価懇談会の開催予定につきまして、事務局が考えているところをご説明させていただきます。まず、日程でございますが、本日第1回の懇談会を開催いたしまして、次回以降、例年どおり第2回は本年10月上旬、第3回は翌年2月下旬に開催したいと考えております。次に審議事項についてでございますが、本日ご議論いただいた政策評価制度の見直しの状況と平成16年度の事後評価の実施結果であります。政策評価制度の見直しにつきましては次回以降の懇談会においても適時その状況を報告して意見をいただいてまいりたいと思います。また、事後評価の実施結果につきましては本日いただきましたご意見を基に今月末を目途に公表を行いたいと考えております。また、事前評価につきましては法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備等を対象としておりますが、現在のところ実施予定が定まっていないため、本日ご議論をいただくことができませんでした。そのため、事務局といたしましては平成18年度概算要求にあわせて8月末には公表を考えておりましたが、その意味で懇談会に対しましては事後報告となりますけれども、事務的には公表前に、作成出来次第委員各位に事実上ご覧いただきたいと考えておりますので、その際に、あらかじめご意見をいただければと考えております。また、本年度第2回の懇談会につきましては、事前評価実施結果報告書の説明と事前評価及び事後評価の反映状況結果報告書素案についてご意見をお伺いするほか、平成17年度の事後評価実施計画の見直しについてご意見をいただきたいと考えております。第3回目の懇談会につきましては、平成18年度の事後評価の実施計画の策定についてご意見を伺いたいと思います。当然、政策評価制度の見直しがしかるべくなされると思いますので、その際には、法務省における基本計画等の見直しも必要となるのではないかと想定しております。具体的な日程や審議事項につきましては後日事務局からご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

島野座長：本日は、これで閉会とさせていただきます。皆様、お忙しい中、ありがとう

ございました。

【以 上】